

いじめ撲滅宣言

私たちは、子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを宣言します。

- 学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。
いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。
家庭、地域、県や市町村、関係団体では、学校の取組を全力で支援します。
- 家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。
我が子がいじめをしたら本気でしかります。
- 地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。
- 県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

平成24年11月20日

埼玉県知事	上田清司
埼玉県教育委員会委員長	齊之平伸一
埼玉県警察本部長	金山泰介
埼玉県市長会会長	須田健治
埼玉県町村会会長	野川和好
埼玉県市町村教育委員会連合会会長	永田直美
埼玉県公立小学校校長会会長	福地満
埼玉県中学校長会会長	近藤誠
埼玉県高等学校長協会会長	内田徹
(社)埼玉県私立中学高等学校協会会長	小川義男
埼玉県PTA連合会会長	長田広
埼玉県高等学校PTA連合会会長	熊谷哲郎
埼玉県特別支援学校PTA連合会会長	山本浩美
埼玉県私立小学校中学校高等学校 保護者会連合会会長	島村健
青少年育成埼玉県民会議会長	上田清司

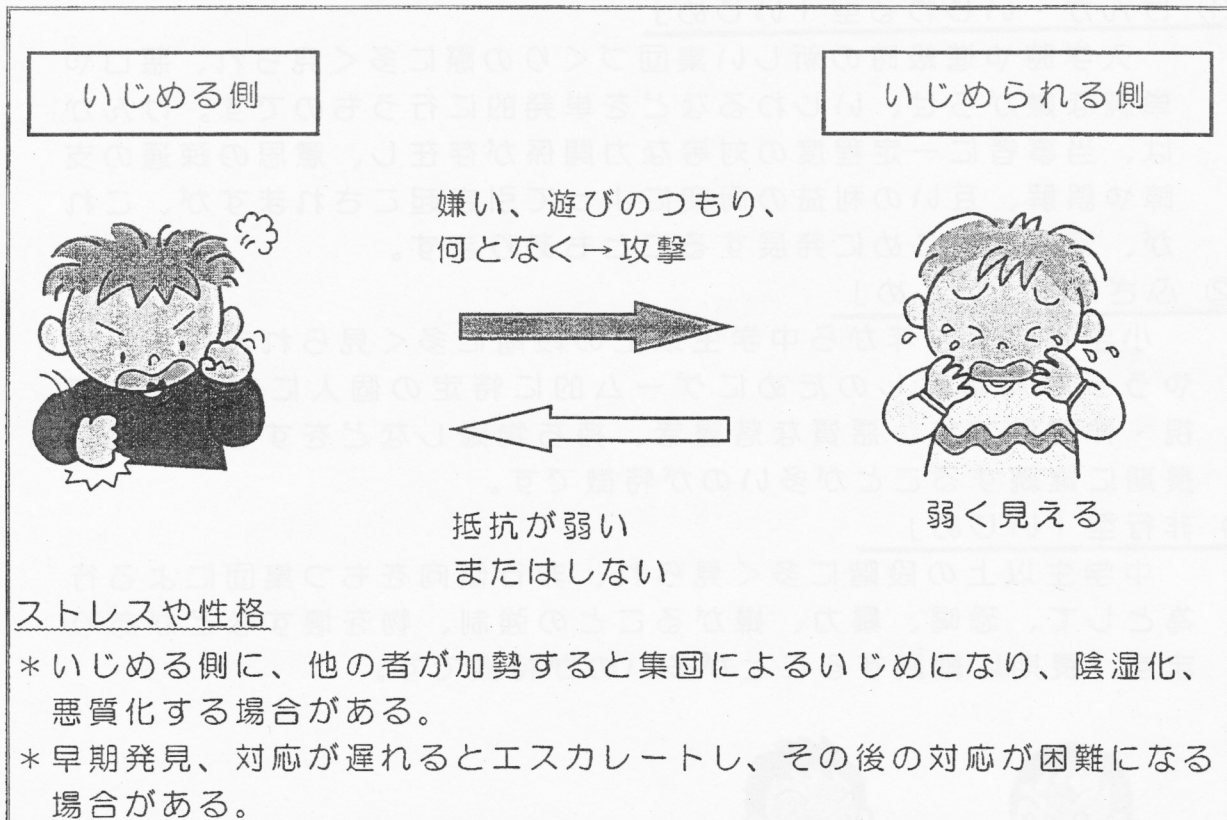
1 いじめの問題の基本的認識

(1) いじめの重大性

「いじめによる自殺」が発生しています。なんとしてもこのような悲劇を引き起こさないよう努力しなければなりません。また、自殺に至らないとしても、いじめによる身体的・心理的な苦痛が多くの児童生徒に深刻な影響を与えています。

いじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものです。

○いじめの発生のしくみ「なぜいじめの？」



(2) 「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあ

る者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

(文部科学省「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋)

(3) いじめの分類

① けんか・いじわる型「いじめ」

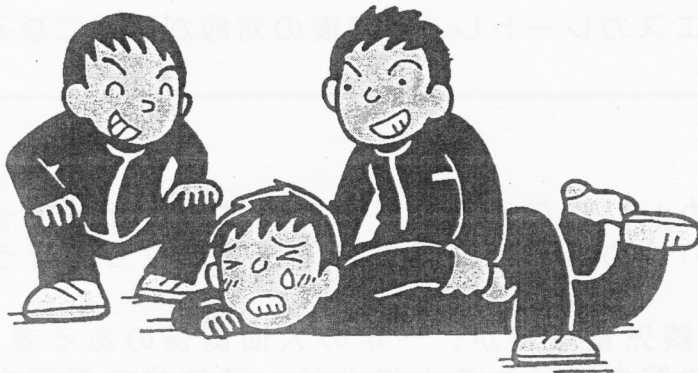
入学時や進級時の新しい集団づくりの際に多く見られ、悪口や単純な嫌がらせ、いじわるなどを単発的に行うものです。けんかは、当事者に一定程度の対等な力関係が存在し、意思の疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされますが、これが、深刻ないじめに発展することもあります。

② ふざけ型「いじめ」

小学校の高学年から中学生以上の段階に多く見られます。妬みやうっぶん晴らしのためにゲーム的に特定の個人に対して、無視・仲間はずれ、悪質な落書き、持ち物隠しなどをするもので、長期に継続することが多いのが特徴です。

③ 非行型「いじめ」

中学生以上の段階に多く見られ、非行傾向をもつ集団による行為として、恐喝、暴力、嫌がることの強制、物を壊すなどがあります。長期に継続することが多いのが特徴です。



(4) 最近のいじめの特徴

① 変化するいじめの立場

本県で行ったいじめに関する調査では、いじめ被害経験がある子どもは37.9%、いじめ加害経験がある子どもは35.6%と回答しています。

両方の経験がある者は18.5%となっており、特に小学校段階では、被害と加害の双方を経験しています。子どもの友達関係が極めて不安定な状況にあることを示しています。

② 集団化・陰湿化するいじめ

集団で特定の個人をいじめる形をとり、集団からはみ出す者は誰でもいじめの対象になり得ます。子どもは誰もが、自分がいじめられるのではないかと不安をもって生活するようになります。

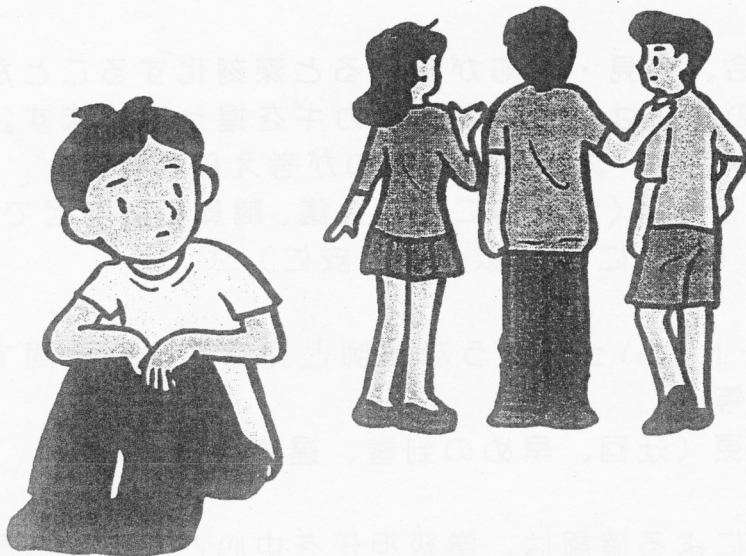
③ ネットいじめ

小学校高学年、中高生では、携帯電話やインターネットを使ってブログやプロフなどに「死ね」などの悪口を不特定多数が書き込む等の「顔の見えないいじめ」（ネットいじめ）が急増しています。被害にあった子どもは、強い人間不信に陥る傾向にあります。

ポイント：いじめられる側にも問題がある？

児童生徒の個性や能力をもっていじめられる理由とすることは許されません。いじめは、ささいなことを理由にしたもので、いじめる側の自己中心的な動機から始まるものです。

いじめられる側に責めを負わせることは、断じてあってはなりません。問題はいじめる側にあります。ただし、いじめる側の背景にも目を向けなければ、いじめ根絶の学級や学校の風土は生まれません。「いじめは絶対に許されないこと。」を理解させ、なおかつ、いじめる側の複雑な心の屈折やストレス、成育歴等も総合的に理解した上で指導することが再発防止のためにも重要となります。



(5) いじめの構造

D 見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

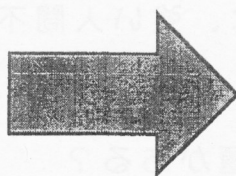
- ・自分がいじめられないために関わらない。
- ・いじめられている者の気持ちが理解できない。

C 周りではやし立てる子ども（観衆）

- ・いじめをおもしろがる。
- ・時にはいじめに加わる。



B いじめる
子ども



A いじめられる
子ども

ポイント：

- ① 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どももいじめを助長している。
- ② AとBの関係は、立場が逆転する場合がある。

2 いじめの発見

いじめが発生した場合、発見・対応が遅れると深刻化することが多くあります。いじめの解決は、早期発見がカギを握っています。いじめの発見の方法としては、次のようなものが考えられます。

- チェックポイントによる確認（定期的に学年会議、職員会議などで）
- アンケート調査の実施（学期に1回以上を目安に）
- 個別面談の実施
- 個人ノートや生活ノートといったような教師と児童生徒との間で日常行われている日記等
- 教室までの経路等の変更（迂回、早めの到着、遅めの退出）
- 家庭訪問

特にチェックポイントによる確認は、学級担任を中心とする教職員が、毎日の学校生活での変化を的確にとらえやすく、いじめ発見には大変有効です。

いじめ発見のチェックポイント

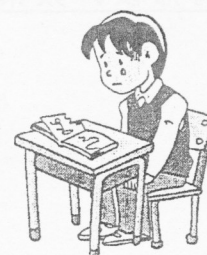
	観察の視点	あてはまる 子の名前
朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の子どもより早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない <input type="checkbox"/> 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事がないのによく職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない	
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） <input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争などをやらされている <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられている	
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている <input type="checkbox"/> 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	

帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりしている <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたまましている <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている	
部活動・クラブ活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠される <input type="checkbox"/> 孤立している	
放課後から下校時	<input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄って来る <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 一人の子の机や持ち物をさわろうとしない <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる。	

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



未然防止

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることをすぐ伝えあう雰囲気づくり
- 2 いじめ対策委員会や事例検討会議等の活性化
- 3 いじめは、絶対に許さない。いじめられている子どもを守り抜くことを宣言
- 4 いじめの理解と抑止に結び付く調査の実施
- 5 道徳や人権の学習をとおして、心の教育の推進
- 6 社会性を育成するプログラムの実践

早期発見

いじめの情報・訴え等

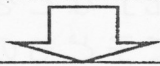


早期対応

1 即時にチームで対応

《事実確認・情報収集》

- ・ いじめられた側の子どもから
- ・ 保護者から
- ・ 教職員から
- ・ いじめた側の子どもから
- ・ その他（友人など）



2 解決に向けた適切且つ誠実な対応



1	いじめの事実がない場合
(1)	一人で判断しない。情報を集めチームで対応
(2)	いじめを訴える子どもの話を否定せず教育相談を継続
(3)	継続的な行動観察と援助
2	いじめの事実があった場合
(1)	いじめられる子どもの安全確保と継続的援助
(2)	いじめる子どもへの指導と援助
(3)	恐喝・暴力行為等は警察と連携
3	いじめている子どもがいじめではないと言う場合
(1)	いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する
(2)	その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる
4	いじめられている子どもがいじめではないと言う場合
(1)	いじめという言葉を使わずに、どのような行為をされたのかを確認する
(2)	つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う

ポイント：いじめかトラブルかの判断・対応は、一人でするのではなく、
チームで行う。

(1) いじめの発見のために

① 早期発見のための担任の心がけ

ともに学び、ともに喜び、いつでも子どもを支えていくという「支援・援助者としての教師」であることを児童生徒に意識させることが、結果として、教師に対する自発的な相談として返ってきます。

また、いじめの情報が寄せられたときは、いつもいじめ解決の過程での適切な仲裁者となるようにすることです。特に、初期の段階では、いじめが児童生徒の思いやりの精神で解決できるように努めることが重要です。そのような対応の積み重ねが、当事者はもちろん、その他の児童生徒からも大きな信頼を得ることになります。

② 早期発見のための学校の対応

学級担任は、学級活動、授業、給食、清掃の時間など、日常の学校生活をとおして、児童生徒の人間関係や力関係などを観察することができます。また、「日記」などを使った相互通信や、アンケートによる生活実態調査等で子どもの姿をつかむこともできます。授業担当者も、授業中の児童生徒の言動に対する他の児童生徒の反応などから、集団の中における人間関係や力関係をつかむことができます。

また、養護教諭や相談員のところには、さまざまな情報が入ってきます。心の悩みをもつ児童生徒は、保健室や相談室を頻りに訪れる傾向があります。

これら学級担任、教科担任、養護教諭などが読み取ったいじめのサインを、教師間で共有することが大切です。

特に生徒指導担当教師は校内のネットワークの要となるように心がけます。情報を整理し積極的に話し合いの場を設定し、相談機関等外部との協力体制をつくります。また、問題が生じた時には当事者の家庭と学校責任者との連絡調整を行うなど、その役割を積極的に果たしていかなければなりません。

ポイント：早期発見のための情報収集ができる校内のネットワークをつくり対応する。

3 いじめへの対応

(1) いじめている子どもへの指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせます。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図ります。

- 1 いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- 2 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置をとる。
- 3 いじめを完全にやめさせる。
- 4 いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- 5 人権と生命の尊さを理解させる。
- 6 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたせるとともに、教師との親しい人間関係をつくる。
- 8 いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

ポイント：出席停止・懲戒処分とその留意事項

小学校、中学校では、いじめを繰り返す児童生徒に対し、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置をとることを検討します。

学校は、当該児童生徒に対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、家庭との連携を十分に図る必要があります。

高等学校では、校長の行う懲戒処分があります。その実施の際にはいじめの事実確認を的確、正確に行うこと、本人や保護者からも意見を聞く機会を設けること、懲戒期間中の学習指導等に留意することなどが重要です。また、ホームルーム活動の工夫改善や学年での生活指導の充実等、学校内における再発防止策を講じ、いじめのない学校づくりに全力をあげて取り組むことが重要です。

(2) いじめられている子どもへの支援

いじめられる側にも問題があるという考え方で接することのないように留意します。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴きます。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておくことが大切です。

- 1 秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- 2 いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- 3 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 4 身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- 5 自分の弱み・コンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるようにする。
- 6 自信回復への積極的支援を行う。
- 7 不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- 8 機会あるごとにコミュニケーションをもち、子どもとの信頼関係をつくる。
- 9 自分の気持ちを自信をもって表現できるよう積極的支援を図る。

(3) 周りではやし立てる子どもへの対応

- 1 はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- 2 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする子どもへの対応

- 1 いじめは、他人事でないことを理解させる。
- 2 いじめを知らせる勇気をもたせる。
- 3 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

(5) 学級全体への対応

- 1 話し合いなどをおして、いじめを考える。
- 2 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 3 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 4 いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 5 道徳教育の充実を図る。
- 6 特別活動をおして、好ましい人間関係を築く。
- 7 行事等をおして、学級の連帯感を育てる。

(6) 保護者への対応

保護者の立場に立って、共感的に理解し、信頼関係を確立する。

ア 被害者の保護者に対して

- ①速やかに家庭訪問し、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明する。
- ②学校として、徹底して子どもを守り、支援していくことや学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
- ③対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ④定期的に面談・家庭訪問をし、誠意を尽くした対話をする。
- ⑤子どもの様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

イ 加害者の保護者に対して

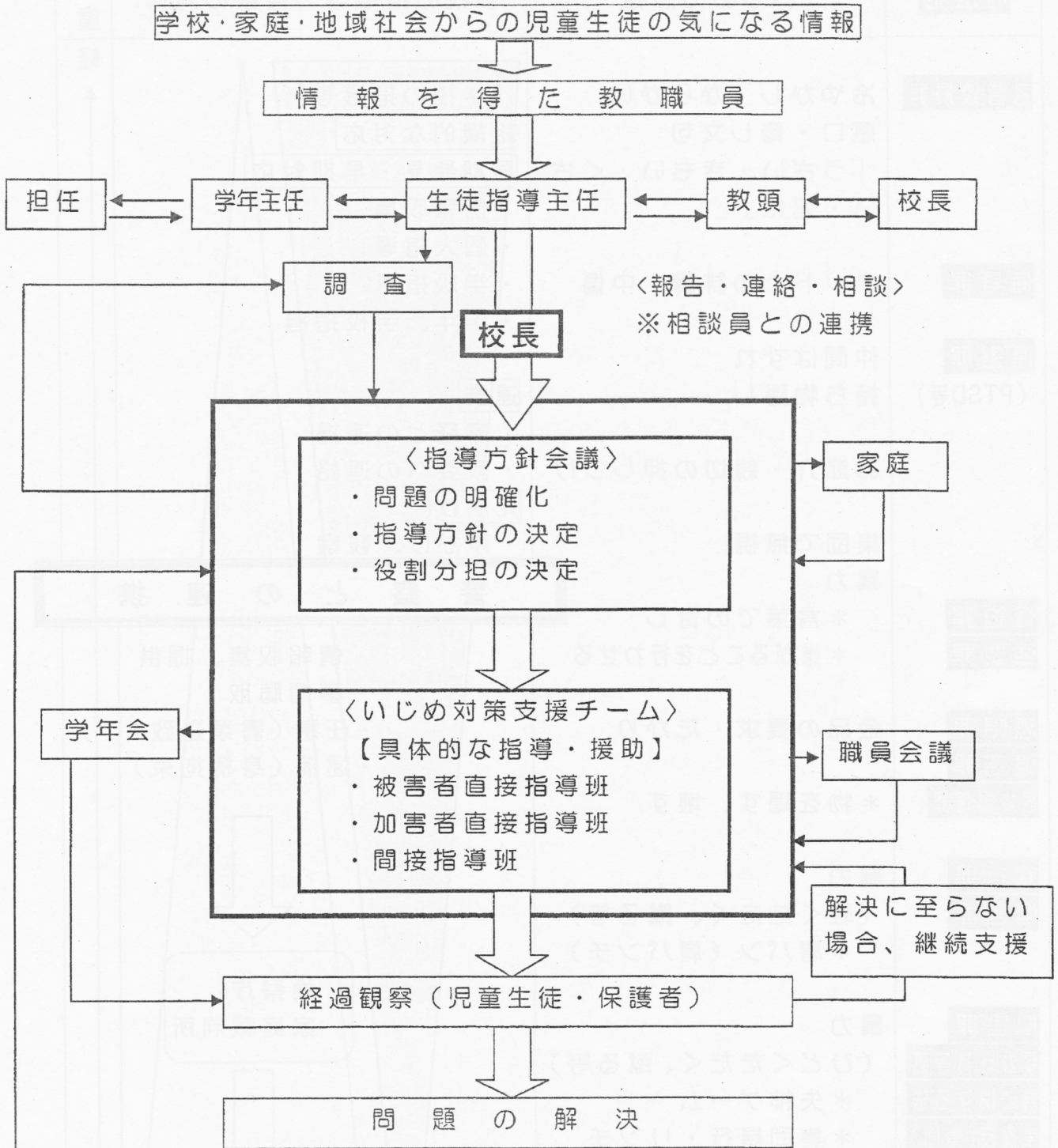
- ①速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ②いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③いじめ行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④事実を認めなかったり、我が子は首謀者ではないなどと学校の対応方針を批判したりするような場合は、あらためて事実確認と学校の指導方針等を示し、粘り強く理解を求める。
- ⑤家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。



(7) いじめに対する初期対応例（※組織的な対応事例）

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告</p> <p>・憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告</p> <p>1日目に対応（その日に）</p>	<p>担任 ← 教職員・保護者・地域</p> <p>↓ 情報</p> <p>担任 → 学年主任</p> <p>↓ 報告</p> <p>生徒指導主任</p> <p>↓ 管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 些細なトラブルは即指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。 ● 訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取</p> <p>・他児童生徒、教職員からの情報収集</p>	<p>いじめと認知、判断した場合</p> <p>↓ 報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 事情聴取</p> <p>被害者 加害者</p> <p>↓ 情報の突き合わせ・報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 報告</p> <p>管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 生徒指導主任</p> <p>↓ 連絡 ↓ 連絡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被害者の保護者へ： 「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>加害者の保護者へ： 「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 訴え、申し出に対してはその日の内に行動する。 ● 「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない ● 管理職のリーダーシップを発揮する。 ● 面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート
<p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>	<p>生徒指導主任：資料作成、チーム会議の招集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事実の経過に沿って情報共有
<p>5 いじめ対応チームの構築</p> <p>・必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。</p> <p>遅くとも3日目までに</p>	<p>いじめ対応チーム（会議①）</p> <p>管理職 担任 学年主任 生徒指導主任 養護教諭 相談担当</p> <p><目的></p> <p>・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめを確実に止める。 ● 双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。
<p>6 事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築・関係機関との連携）</p>	<p>被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に）</p>	

いじめ問題への組織的対応図（例）



【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・市町村教育相談室
- ・児童相談所
- ・よい子の電話教育相談
- ・子どもスマイルネット
- ・福祉事務所
- ・少年補導センター
- ・家庭裁判所
- ・児童・民生委員
- ・警察署
- ・人権擁護委員等

いじめ加害・警察との連携

刑法犯	いじめの態様	学校の指導等・警察の対応	軽 重
名誉毀損罪	冷やかし・からかい 悪口・脅し文句 「うざい・きもい・くさい・死ね」	【学校の指導等】 組織的な対応 早期発見・早期対応 ・情報収集 ・個人指導 ・学級指導 ・学年、学校指導	軽 ↑
侮辱罪	ネット上の誹謗・中傷		
傷害罪 (PTSD等)	仲間はずれ 持ち物隠し	連携 ・家庭との連携 ・教委への連絡	
	お節介・親切の押しつけ 集団で無視 暴力	見届け ・声かけ、観察	
脅迫罪	＊言葉での脅し	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 警察との連携 </div>	
強要罪	＊嫌がることを行わせる		
恐喝罪	金品の要求・たかり	・情報収集、提供 ・事情聴取	
強盗罪		・任意(書類送致) ・逮捕(身柄拘束)	
器物損壊罪	＊物を隠す、壊す		
暴行罪 傷害罪	暴力 (軽くたたく、蹴る等) ＊肩パン(肩パンチ)	<div style="text-align: center;">↓</div>	
傷害罪	暴力	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 検察庁 家庭裁判所 </div>	
暴力行為等処罰に関する法律違反(集団)	(ひどくたたく、蹴る等)	<div style="text-align: center;">↓</div>	
強制猥褻罪	＊失神ゲーム		
強姦罪	＊集団暴行・リンチ		
傷害致死罪	＊衣服を脱がす、盗撮		
殺人罪	＊わいせつな行為等	審判	
	＊人を殺す	【警察の対応】	↓ 重

4 いじめの予防

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」です。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返っておきたいものです。

いじめられている子どもの立場で、親身の指導・支援を行う。

- 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会をとらえてキャッチする。
- 自分の学級や学校にも深刻ないじめの問題が発生しうるという危機意識をもってあたる。
- いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。

「いじめ」に関する事例を分析してみると、教師が直接・間接に「いじめ」を生み出している場合があることに気付かされます。教師が「いじめ」の発生にかかわっている場合として、次のようなことが考えられます。

- 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容することになっている場合
- 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容することになっている場合
- 教師の指導が徹底を欠き、「いじめ」の土壌を温存させている場合

【傷つける言葉】

●子どもの心を傷つける言葉の例

- ・「なんでそうとろいんだ。人の迷惑も考えろ。」
- ・「まったくあきれたわね。しょうがないわね。」
- ・「何を考えているのか全く訳の分からないやつだ、お前は。」
- ・「お前、この前も〇〇だったじゃないか。信じられんやつだ。」
- ・「なんでこんなこともできないんだ。ばかやろう。」

【ほめ言葉】

○子どもをやる気にさせるほめ言葉の例

- ・「なるほど、そこまで考えていたのか。えらい。」
- ・「そうか、それはいいところに気がきましたね。〇〇さん。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああする（言う）ことは、とても勇気のあることだったでしょう。感心（感激）しましたよ。」
- ・「〇〇さんの対応は、とても気持ちが明るくなりますね。」
- ・「あなたの〇〇は、みんなのよいお手本になりますよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

【とっておきの言葉】

◎子どもが輝く「とっておきの言葉」（小学校編）

- ・あなたの気持ち、先生にも分かるよ。
- ・わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。
- ・あなたのあいさつさわやかだね。
- ・そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ・君の笑顔はみんなをあったかくして、まるでお日さまみたいだね。
- ・ここがいいね、これがいいね。
- ・えらいね、うまい！できるようになったね。
- ・やればきっとできる、つづければかならずできる。
- ・大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだよ。

◎子どもが輝く「とっておきの言葉」（中・高編）

- ・君には君の可能性がある、大事にしなきゃ。
- ・約束だよ、信じてるから。
- ・君の成長した姿を、今見ることができてうれしいです。
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになって欲しいからだよ。
- ・君たちが必要なんだ！

【いじめを予防するため、教師に望まれること】

- ・受容的・共感的な態度で接する。
- ・児童生徒や保護者から、いつでも相談されるような信頼関係をつくる。
- ・日常的なふれあいを大切に、子どもと共有する時間を多くもつようにする。
- ・児童生徒理解に努める。
- ・一人一人の個性を大切に、長所を伸ばす支援を行う。
- ・愛情をもって、いつも公平な態度で子どもに接する。
- ・常に子どもとともに学ぶ姿勢をもつ。
- ・教師自らの感性を磨く。
- ・いじめに対して、毅然とした姿勢を示す。



(2) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごします。そのため、いじめの発生を防止する上で、学級づくりが占める割合はとても大きなものになります。

＜学級づくりのポイント＞

- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮することである。
 - ・児童生徒の心を理解する。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・居場所をつくる。
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいいよ。」）
- 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かっていたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気がつかなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- 児童生徒が自分の周りに起こるさまざまな問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(3) 学習指導

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになります。そして、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっています。

逆に子どもが学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができ、それが学ぶ意欲につながります。そして、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することをおして、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができます。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造することが、いじめを予防する手立ての一つとなるわけです。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造するポイント

1 児童生徒理解を深める工夫

児童生徒理解を深め、一人一人の個性や発達段階を十分に把握しながら授業を進める。

2 学習意欲を高める工夫

児童生徒の興味関心を強く誘発し、感動の伴った疑問、意欲を生じさせる教材提示のあり方や児童生徒自らが課題追究してできるような学習

形態を工夫する。

3 個を生かす活動の工夫

各自の考えを重視し、自ら課題解決の方法を見つけ、解決を試みる場の設定を工夫する。

4 個の考えを深める活動の工夫

個々に解決した事柄をもとに、互いの考えを認め合い、みがき合わせる活動を工夫し、個と集団のかかわりを深めたり広めたりする。

5 体験的な活動の工夫

どのような体験的な活動をさせればよりよい内発的動機づけが図れ、その後の展開が有効になるか工夫する。

6 評価の工夫

確かな学力を育てる指導計画、指導方法、並びに個性重視の立場から捉えた個の高まりの評価を工夫する。

(4) 親同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者のはたらきかけが大切です。特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多親同士の親密な関係が重要です。例えば、学級担任がコーディネーター役となり、学級規模で親同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換、対策について話し合うことも効果的です。

ポイント：親同士のネットワークでいじめの防止

1 小学校での取組事例

「ふれあいスクール」の取組として、PTA、地域の各種団体、おやじの会等が中心となり、「ふれあいキャンプ」「地震体験イベント」等を行った。親子同伴で参加し、親子のふれあいや親同士のふれあいを深めた。

2 中学校での取組事例

「今、行動しなくて委員会」の取組として、運動会親子参加種目、朝のあいさつ運動、ふれあい講演会、登下校時の安心・安全・安定の確保、花いっぱい運動を行った。コミュニケーションの活性化を図る中で、生徒をよい方向に導くことができた。



コラム：教師がいじめを見て見ぬふりの対応に陥らないために

【中学校の対応事例】

中学校2年生の理科の実験授業。A教諭は、演示実験のため、教卓の周りに集まるよう指示を出した。B夫が一番前に出てきたが、少し遅れて参加したC太が、「おい、B夫、空っぽなでかい頭が邪魔なんだよ！」とニヤニヤしながら発言した。他の生徒はクスクス笑った。A教諭は、C太に対し、「何ですか、今の発言は！」と声をかけたが、C太の「何だとおっ？」という言葉に威圧され、そのまま何事もなかったかのように授業を進めた。

このような対応は、あり得ることです。しかし、この対応は「クラスメートを辱める中傷的な発言」を教師が容認したことにほかなりません。教師が瞬時に対応しなければ、生徒は、この発言や人間関係が通るものと体得してしまいます。以下に、いじめの芽を摘み取ろうとする指導例を示します。

A教諭：「何ですか、今の発言は！」

C太：「何だとお？」

A教諭：「今、何と話したのですか。」

C太：「別にいい？」

A教諭：「今、何と話したのですか。」

C太：「邪魔だなあ。」と言いました。

A教諭：「

C太：「空っぽなでかい頭が邪魔なんだと言いました。」

A教諭：「それは、どういう意味ですか。」

C太：「大きなピーマンってことですよ。」（周りの生徒がクスクス笑う）

A教諭：「

」（A教諭の毅然とした態度に、教室内に緊張感がみなぎる。）

C太：「（無言。）」

A教諭：「

C太：「すみません。」

A教諭：「このように特定の人を苦しめる発言を何というか分かりますか？」

C太：「（無言。）」

A教諭：「言えないのですか。そういうことをいじめと言います。自分のやってしまったことをよく考えて行動しなさい。」

以上の指導例のように、教師が、即座に毅然とした態度で対応することで、「いじめを生まない学級風土」の大切さを周囲の生徒に印象付けることができます。教師が瞬時に対応できるようにするためには、日ごろから、児童生徒の行動や背景をよく理解して、アンテナを高くしておくことが重要です。

【小学校の対応事例】

小学校4年生の担任D教諭は、席替え後、E助がF美と机を離して座っていることに気づいていたが、E助が学級のリーダー的存在であり、慕っている児童も多い事から大きな問題として取り上げずに過ごしていた。

1か月が経過し、E助は、F美が発言するたびに、「チッ、またお前か。」とつぶやいたり、班活動や清掃活動などで、作業をF美に押し付けたり、また、仲間の数人で、あからさまに無視する場面が多くみられるようになった。

このような状況を放置すると、「言っても、やっても大丈夫。」という暗黙のルールを教師が認めることとなります。この教師の安易な受け止めが、「ほんのちょっとした行為」を見逃し、放置することとなり、いじめが確実に進行し、気づいた時には、手遅れとなります。「許されない行動」を具体的に指摘し、学級全体が規律ある態度を身に付けようとする姿勢を育てていくことが肝要です。以下に、ささいないじめを許さない指導例を示します。

D教諭：「E助さん、机を隣とつななさい。」

E助：（嫌そうな態度で机をつける。）

D教諭：「E助さん、立ちなさい。今、あなたはとても嫌そうに机をつななさいね。」

「自分が同じようにされたら、嫌な気持ちになる人は、手を挙げてください。」（全員の児童が手を挙げる。）

「E助さん、みんながいけないと感じているのですよ。F美さんに謝りなさい。」

E助：「・・・ごめんなさい。」

D教諭：「しっかり謝ることができましたね。立派な行動です。」

「机をちょっとでも離すことも、離された方が嫌な気持ちになりますから、いじめと言えます。いけないことは、いけないと先生は取り上げて注意します。もちろん、この学級のみなさんにもいじめは絶対に許さないという気持ちは、同じようにもってほしいと思います。」

